

## ●遺言執行者の役割と業務

### 1. 遺言執行者とは

#### (1) 遺言執行者の指定（民法1006条）

①遺言者は、遺言で、1人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

②遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

③遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

#### (2) 遺言執行者の欠格事由（民法1009条）

未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

※自然人のみならず法人もなれる。相続人、受遺者、信託銀行等も可。銀行が遺言信託（遺言書を作成し預かり、執行する。）に対応。

#### (3) 遺言執行者の選任（民法1010条）

遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

※利害関係人：相続人、受遺者、被相続人の債権者等

#### (4) 遺言執行者の権利義務（民法1012条）

①遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

※相続人の印鑑をもらわなくても、相続登記や預金の引き出し・名義変更が出来る。

②第644条から第647条まで（受任者の義務と責任）及び第650条（受任者による費用等の償還請求等）の規定は、遺言執行者にこれを準用する。

#### (5) 遺言執行の妨害行為の禁止（民法1013条）

遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

※相続人の相続財産に対する処分権が喪失する。

### 2. 遺言執行者の主な業務

①相続財産目録の作成および相続人全員への交付（民法1011条）

②遺産の収集・管理・処分等

③相続財産の交付（相続人、受遺者）

### 3. 「相続させる」旨の遺言と遺言執行者の権限（民法908条、1012条、1013条）

- (1) 「相続させる」旨の遺言により所有権を取得した相続人は、遺言執行者があるときでも、単独で登記手続きができるか。（最判平7年1月24日）

回答：特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる旨の遺言により、甲が被相続人の死亡とともに相続により当該不動産の所有権を取得した場合には、甲が単独でその旨の所有権移転登記手続きをすることができ、遺言執行者は、遺言の執行として右の登記手続きをする義務を負うものではない。（相続人甲の遺言執行者に対する職務懈怠を理由とする損害賠償請求が、棄却された事例）

#### ★補足理由

昭和47年の法務省民事局長通達によると、「遺産のA不動産を長男甲に相続させる」との遺言公正証書がある場合、相続人甲は、相続開始後、A不動産につき、相続を登記原因とする所有権移転登記をすることができるとされ、登記実務が同通達に従った取扱いをしている。「甲に相続させる」との遺言の趣旨はさまざまでありうるけれども、右通達及び登記実務の取扱いは、当該遺言が甲に相続の効果を生じさせる趣旨のものとして登記申請がされた場合に、これを受理することとしたものと解される。したがって、甲が右遺言によってA不動産につき自己のための所有権移転登記をするには、当該遺言公正証書を相続証明書（不動産登記法41条）として添付し、甲単独で相続による所有権移転登記の申請（同法27条）をすれば足りるのであり、これによって目的を達することができる。遺言執行者が選任されている場合でも、遺言執行者と共同で申請する必要がないことは勿論であるし、また、遺言執行者でなければ登記申請ができないとすべき理由もない（甲において右登記申請をすることが遺言執行者との関係で民法1013条により制限されるとは解されない。）。

他方、民法1012条1項は、「遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。」と定めるが、右規定は、遺言執行者に対して、当該遺言の具体的内容に従いその執行に必要な行為をする権利義務を認めたもので、遺言の執行とみる余地のない事柄についてまで何らかの行為をする権利義務を認めたものではない。

そうすると、本件において、控訴人は、本件遺言に基づき相続を原因とする所有権移転登記を単独で申請することにより、本件各不動産について自己名義の所有権移転登記をすることができたものであり、このことに関する限り、遺言執行者が遺言の執行としてなすべき事柄は何もないということが出来る。すなわち、右所有権移転登記手続きを遺言の執行と認める余地はなく、被控訴人が、遺言執行者の職務として、本件遺言に基づき控訴人に対し右所有権移転登記手続きをすべき義務を負っていたと解することはできない。

- (2) 遺言執行者がある場合における遺言によって特定の相続人に「相続させる」ものとされた特定の不動産についての賃借権確認請求訴訟の被告適格を有する者は、相続人となるか。（最判平10年2月27日）

回答：特定の不動産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言をした遺言者の意思は、右の相続人に相続開始と同時に遺産分割手続を経ることなく当該不動産の所有権を取得させることにあるから（最判平3年4月19日 参考判例1）、その占有、管理についても、右の相続人が相続開始時から所有権に基づき自らこれを行うことを期待しているのが通常であると考えられ、右の趣旨の遺言がされた場合においては、遺言執行者があるときでも、遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務を負わないと解される。そうすると、遺言執行者があるときであっても、遺言によって特定の相続人に相続させるものとされた特定の不動産についての賃借権確認請求訴訟の被告適格を有する者は、右特段の事情のない限り、遺言執行者ではなく、右の相続人であるというべきである。

- (3) 特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言がされた場合において他の相続人が相続開始後に当該不動産につき被相続人からの所有権移転登記を経由しているときの遺言執行者の職務権限は。（最判平11年12月16日）

回答：特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる旨の遺言は、特段の事情がない限り、当該不動産を甲に単独で相続させる遺産分割方法の指定の性質を有するものであり、これにより何らの行為を要することなく被相続人の死亡の時に直ちに当該不動産が甲に相続により承継される（最判平3年4月19日 参考判例1）。しかしながら、相続させる遺言が右のような即時の権利移転の効力を有するからといって、当該遺言の内容を具体的に実現するための執行行為が当然に不要になるというものではない。

そして、不動産取引における登記の重要性から、相続させる遺言による権利移転について対抗要件を必要とするか否かを問わず、甲に当該不動産の所有権移転登記を取得させることは、民法1012条1項にいう「遺言の執行に必要な行為」に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解する。もっとも、登記実務上、相続させる遺言については不動産登記法27条により甲が単独で登記申請をすることができるとされているから、当該不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない（上記（1））。

しかし、本件のように、甲への所有権移転登記がされる前に、他の相続人が当該不動産につき自己名義の所有権移転登記を経由したため、遺言の実現が妨害される状態が出現した場合には、遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除

するため、右所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができ、さらには、甲への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めるともできると解する。この場合には、甲において自ら当該不動産の所有権に基づき同様の登記手続請求をすることができるが、このことは遺言執行者の右職務権限に影響を及ぼすものではない。

- (4) 遺言執行者がある場合に、相続人が遺贈の目的物に第三者のため抵当権を設定してその登記をしたとき、この行為は有効か。（最判昭62年4月23日）

**回答：**①遺言執行者がある場合には、相続人が遺贈の目的物についてした処分行為は無効である。

②遺言執行者として指定された者が就職を承諾する前であっても、民法1013条にいう「遺言執行者がある場合」に当たる。

③遺言者の所有に属する特定の不動産の受遺者は、遺言執行者があるときでも、所有権に基づき、右不動産についてされた無効な抵当権に基づく担保権実行としての競売手続の排除を求めることができる。

★補足理由

遺言者の所有に属する特定の不動産が遺贈された場合には、目的不動産の所有権は遺言者の死亡により遺言がその効力を生ずると同時に受遺者に移転するのであるから、受遺者は、遺言執行者がある場合でも、所有権に基づく妨害排除として、右不動産について相続人又は第三者のためにされた無効な登記の抹消登記手続を求めることができるものと解するのが相当である（最判昭30年5月10日 参考判例2）。

同②について 民法1012に条1項が「遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。」と規定し、また、同法1013条が「遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。」と規定しているのは、遺言者の意思を尊重すべきものとし、遺言執行者をして遺言の公正な実現を図らせる目的に出たものであり、右のような法の趣旨からすると、相続人が、同法1013の規定に違反して、遺贈の目的不動産を第三者に譲渡し又はこれに第三者のため抵当権を設定してその登記をしたとしても、相続人の右処分行為は無効であり、受遺者は、遺贈による目的不動産の所有権取得を登記なくして右処分行為の相手方たる第三者に対抗することができるものと解するのが相当である（大判昭5年6月16日）。そして、前示のような法の趣旨に照らすと、同条にいう「遺言執行者がある場合」とは、遺言執行者として指定された者が就職を承諾する前をも含むものと解するのが相当であるから、相続人による処分行為が遺言執行者として指定された者の就職の承諾前にされた場合であっても、右行為はその効力を生ずるといふべきである。

## <参考判例>

1. 「相続させる」旨の遺言により、被相続人の死亡のときに、なんらの行為を要せずして所有権を取得できるとした判例（最判平3年4月19日）

①遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、遺言書の記載からその趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、その遺言は、遺産の分割の方法を定めたものと解すべきである。

②このような遺言にあつては、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。

2. 仮処分異議（最判昭30年5月10日）

①民法第895条の規定は、受遺者が相続人廃除の手續進行中、相続人から遺贈の目的物を譲り受けた第三者に対し、右目的物につき仮処分申請することを妨げるものではない。

②民法第1012条の規定は、受遺者が自ら遺贈の目的物につき仮処分を申請することを妨げるものではない。

③禁治産者でない通常人が民法第九七六条による遺言をなす場合には、医師二人以上の立会その他同法第九七三条所定の方式を必要とするものではない。